

託送供給等特例認可申請書

令和3年9月13日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業 制 発 第 6 号

令和 3 年 9 月 13 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

高 松 市 丸 の 内 2 番 5 号
四 国 電 力 送 配 電 株 式 会 社
取 締 役 社 長 横 井 郁 夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			同 上	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の利用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の利用者を含みます。）に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内の電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があり、当該電気の利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合には、託送供給等約款（令和3年3月18日付け20210310資第17号認可。ただし、当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいう。）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日について、令和2年3月、4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和3年1月、2月、3月、4月、5月および6月料金計算分（料金算定日が令和2年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5ヶ月間延長し、令和3年7月料金計算分は、原則として4ヶ月間延長し、令和3年8月料金計算分は、原則として3ヶ月間延長し、令和3年9月料金計算分は、原則として2ヶ月間延長し、令和3年10月料金計算分は、原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：令和3年12月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和3年8月23日付け20210816資第19号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、令和2年3月19日に経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、令和2年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けましたが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に令和2年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、令和2年4月16日に対象が全国に拡大されたことを受けて、更なる支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年4月24日に認可を受けました。さらに、令和2年5月4日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の期限を令和2年5月31日まで延長する発令がなされたことを受け、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者を需要者とする供給地点等にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年5月13日に認可を受けました。

その後、令和2年5月25日に内閣総理大臣から緊急事態宣言の全面解除が発令されたものの、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている状況を踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年6月24日に認可を受けました。さらに、段階的に社会経済の活動レベルが引き上げられている状況であることを踏まえ、更なる支払延伸を目的に、託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年7月20日に認可を受けました。また、令和2年8月6日には、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年9月2日にも継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる現下の状況を踏まえ、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受け、令和2年10月1日の託送供給等約款の実施にあたっては、引き続き適用するべく、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、令和2年9月30日に認可を受け、令和2年10月14日、令和2年11月18日、令和2年12月21日、令和3年1月22日、令和3年2月24日、令和3年3月15日、令和3年4月23日、令和3年5月12日、令和3年6月14日、令和3年7月15日および令和3年8月23日には、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、支払延伸を目的に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

この度、継続して感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に取り組んでいる状況に変わりはないことから、事態の収束までの期間を注意深く見極めつつ、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の利用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の利用者、または、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。